

# 令和4年度 喜多方市 認定こども園・保育施設等の入所案内

＜令和3年10月作成＞

一斉申し込み期間	
入所希望月	申込受付期間
令和4年4月	令和3年11月8日(月)～令和3年11月30日(火) ※ 申込期間以降も受け付けますが、期間内に申し込みされた児童が優先されます。(随時申し込みの期限は下記を参照)

随時申し込み期限	
入所希望月	申込受付期限
令和4年4月	令和4年3月1日(火) ※ 一斉申し込み期間に申し込みされた児童が優先されます。
令和4年5月	令和4年4月1日(金)
令和4年6月	令和4年5月2日(月)
令和4年7月	令和4年6月1日(水)
令和4年8月	令和4年7月1日(金)
令和4年9月	令和4年8月1日(月)
令和4年10月	令和4年9月1日(木)
令和4年11月	令和4年10月3日(月)
令和4年12月	令和4年11月1日(火)
令和5年1月	令和4年12月1日(木)
令和5年2月	令和5年1月4日(水)
令和5年3月	令和5年2月1日(水)

お問い合わせ先			
こども課子育て支援班	0241-24-5229	熱塩加納総合支所住民課	0241-36-2112
塩川総合支所住民課	0241-27-2019	山都総合支所住民課	0241-38-3821
高郷総合支所住民課	0241-44-2113		

# 目次

1	主な保育施設の種類	P 1
2	市内の保育施設等一覧	P 2
3	保育の必要性の認定について	P 4
	(1) 支給認定区分	P 4
	(2) 保育の必要量	P 4
	(3) 保育を必要とする事由	P 5
4	保育施設等への入所申込	P 6
	(1) 保育施設等への入所(転園)申込～利用の流れ	P 6
	(2) 入所申し込みに必要な書類	P 7
	(3) 申し込みに関する留意事項	P 7
5	利用者負担(保育料)等について	P 8
	(1) 幼児教育・保育無償化の対象者・無償化の範囲	P 8
	(2) 利用者負担(保育料)について	P 8
	(3) 給食費について	P 11
6	その他(手続き等)	P 12
	(1) 認定(申請)内容に変更が生じたとき	P 12
	(2) 保育施設の退所について	P 12
	(3) ならし保育について	P 12
	(4) 長期欠席について	P 12
7	その他の保育サービス	P 13
	(1) 一時預かり保育	P 13
	(2) ファミリー・サポート	P 13
	(3) 病後児保育	P 13
	各保育施設等の方針	P 14
	よくある問い合わせ	P 22
	令和4年度入所申込書チェックリスト	P 24



# 1 主な保育施設の種類

## (1) 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

<b>私立幼稚園</b>	千草幼稚園、塩川幼稚園（私立幼稚園の入所は、各園に直接お申し込みください。）
--------------	--

## (2) 保育所（園）

就労等のために家庭で保育できない保護者に代わって、小学校就学前の児童を保育する児童福祉施設です。

<b>認可保育所</b>	道光保育所、さくらっこ保育園、東町のびやか保育園、ひめさゆり保育園、塩川のびやか保育園、たんぼぼ保育園、どんぐりの森、ドレミ保育園、木's保育園、さらり保育園ー塩川ドレミー
--------------	--

## (3) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

<b>公立こども園</b>	第一こども園、第二こども園、第三こども園、第四こども園、すぎっここども園、駒形こども園、堂島こども園、姥堂こども園、山都こども園、高郷こども園
<b>私立こども園</b>	いずみ幼稚園（幼稚園部分（1号認定）と保育部分） ※ 幼稚園部分（1号認定）は、直接、園にお申し込みください。

【参考】公立認定こども園の一日

認定区分		7:30	8:00	8:30	9:00	11:00	12:00	13:00	13:30	15:00	15:30	16:00	17:00	18:00	18:30
1号認定児童	2号・3号認定児童	登園		クラス別活動		給食	午睡・保育	降園		一時預かり（別料金）					
		登園		クラス別活動・保育				おやつ		降園		延長保育（別料金）			
		登園		クラス別活動・保育				保育		降園					

※ 標準時間前後の延長保育対応の可否、受入対象年齢等の詳細については、P2～3を参照

## (4) 地域型保育事業

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳児までの児童を保育する事業です。

### ・小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

### ・事業所内保育

事業所の従業員の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

<b>小規模保育</b>	桜ヶ丘育児園、きっずはうす、こすもす保育園、こころ保育園、塩川すこやか育児園、おひさま保育園、ミニテル保育園「こびとのチャペル」（認可予定）
<b>事業所内保育</b>	東町さつき保育園

## 2 市内の保育施設等一覧

### ● 幼保連携型認定こども園

公私別	施設名 (電話番号)	住 所	定員 (人)	対象年齢	基本開園時間	保育標準 時間前後 の延長	給食
公 立	第一こども園 (22-4155)	〒966-0804 字沼田 6941-2	90	2歳児 ～就学前	【1号認定】 教育標準時間 9:00～13:00  【2・3号認定】 保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:00～16:00	無	完全給食 (1・2号認 定児童は給 食費別途負 担)
	第二こども園 (22-0301)	〒966-0822 字柳原 7507	80	満3歳 ～就学前		無	
	第三こども園 (22-0886)	〒966-0857 字町西 8961-2	60	産休明け ～就学前		朝 30分 夜 30分	
	第四こども園 (22-1600)	〒966-0016 関柴町平林字政所 1601-2	80	満3歳 ～就学前		無	
	すぎっここども園 (36-2514)	〒966-0103 熱塩加納町加納字根岸 151	45			無	
	駒形こども園 (27-2345)	〒969-3504 塩川町中屋沢字竹ノ花 1375-1	65	産休明け ～就学前		無	
	堂島こども園 (27-2901)	〒969-3537 塩川町四奈川字前田 369-2	70			朝 30分 夜 30分	
	姥堂こども園 (27-3370)	〒969-3533 塩川町新江木字橋本前田 64-1	55			無	
	山都こども園 (38-2084)	〒969-4133 山都町字広葎田 2415	90			無	
	高郷こども園 (0241-44-2031)	〒969-4311 高郷町西羽賀字和尚堂 3152	50			無	

### ● 幼稚園型認定こども園 (幼稚園部分(1号認定)は、直接園へ申込)

公私別	施設名 (電話番号)	住 所	定員 (人)	対象年齢	基本開所時間 (上段)保育標準時間 (下段)保育短時間	保育標準 時間前後 の延長	給食
私 立	いずみ幼稚園 (22-1231)	〒966-0069 字稲清水 2374-4	39 ※	満3歳児 ～就学前	7:30～18:30  8:00～16:00	無	給食あり (3歳児から給 食費別途負担)

※ 定員39名のうち、保育分(2号認定児童)は15名までとなります。

### ● 幼稚園 (私立幼稚園は、直接園へ申込)

公私別	施設名 (電話番号)	住 所	定員 (人)	対象年齢	基本開所時間	基本開所 時間以降の 預かり保育	給食
私 立	千草幼稚園 (22-2094)	〒966-0831 字小田 7534	120	満3歳児 ～就学前	8:30～14:00 (8:00より登園可)	18:00まで (有料)	弁当持参又は弁 当注文可
	塩川幼稚園 (27-3318)	〒969-3512 塩川町字東栄町 二丁目4-2	80		8:00～14:00 (7:30より登園可)	18:00まで (有料)	月・火：給食 水～金：弁当持参

※ 千草幼稚園は、11月1日(月)から申込受付開始(直接園に申込)となります。

## ● 認可保育所

公私別	施設名 (電話番号)	住 所	定員 (人)	対象 年齢	基本開所時間 (上段)保育標準時間 (下段)保育短時間	保育標準 時間前後 の延長	給食
私 立	道光保育所 (23-2761)	〒966-0896 字諏訪 140	60	産休明け 〜就学前	7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分	給食あり (3歳から白飯持参、 副食費は別途負担)
					8:30~16:30		
	さくらっこ保育園 (23-0415)	〒966-0091 字青葉台 47	60		7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分	給食あり (3歳児から給食費 別途負担)
					8:30~16:30		
	東町のびやか保育園 (21-1303)	〒966-0053 字石田 4041-2	120		7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分	
					8:30~16:30		
	塩川のびやか保育園 (28-1150)	〒969-3521 塩川町字古戸城 451-3	90		7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分	
					8:30~16:30		
	ひめさゆり保育園※ (28-5510)	〒966-0102 熱塩加納町山田字堂ノ下 堰東甲 1694-1	20		7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分	
					8:30~16:30		
たんぼぼ保育園 (24-2695)	〒966-0901 松山町鳥見山字上堰下 4783	60	7:30~18:30	夜 30 分			
			8:30~16:30				
どんぐりの森 (22-6436)	〒966-0911 豊川町高堂太字免田 977-7	60	7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分			
			8:30~16:30				
ドレミ保育園 (22-2043)	〒966-0914 豊川町米室字二条川原 1862-101	70	7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分			
			8:30~16:30				
木's 保育園 (23-8385)	〒966-0094 字押切一丁目 118	60	7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分			
			8:30~16:30				
きらり保育園 ー塩川ドレミー (23-7571)	〒969-3532 塩川町小府根字蓮 24-1	60	7:30~18:30	朝 30 分 夜 30 分			
			8:30~16:30				

※ ひめさゆり保育園は、令和6年3月に閉園する予定です。

## ● 小規模保育施設

公私別	施設名 (電話番号)	住 所	定員 (人)	対象年齢	基本開所時間 (上段)保育標準時間 (下段)保育短時間	保育標準 時間前後 の延長	給食
私 立	桜ヶ丘育児園 (24-4055)	〒966-0086 字西四ツ谷 313	19	産休明け 〜2歳児	7:30~18:30	無	給食あり(給食費は保育料に含む)
					8:30~16:30		
	きっずはうす (23-5385)	〒966-0802 字桜ガ丘二丁目 91-2	19	6ヶ月 〜2歳児	7:30~18:30	無	
					8:30~16:30		
	こすもす保育園 (27-8827)	〒969-3512 塩川町字東栄町三丁 1-7	19	産休明け 〜2歳児	7:30~18:30	無	
					8:30~16:30		
	こころ保育園 (22-1010)	〒966-0911 豊川町高堂太字村中 2717-1	19	産休明け 〜2歳児	7:30~18:30	無	
			8:30~16:30				
塩川すこやか育児園 (27-4131)	〒969-3514 塩川町字新町 1863-5	16	産休明け 〜2歳児	7:30~18:30	無		
				8:30~16:30			
おひさま保育園 (23-6503)	〒966-0007 東桜ガ丘二丁目 40	19	3ヶ月 〜2歳児	7:30~18:30	無		
				8:30~16:30			
(認可予定)ミニテル保育園 「こびとのチャペル」 (0242-66-3500) ※	〒966-0912 豊川町一井字間々上 580-4	18	3ヶ月 〜2歳児	7:30~18:30	夜 60 分		
				8:30~16:30			

※ ミニテル保育園「こびとのチャペル」の電話番号は、令和4年4月開所予定のため、医療法人ケアテルの番号となります。

## ● 事業所内保育施設

公私別	施設名 (電話番号)	住 所	定員 (人)	対象年齢	基本開所時間 (上段)保育標準時間 (下段)保育短時間	保育標準 時間前後 の延長	給食
私 立	東町さつき保育園 (21-8101)	〒966-0049 字長面 3069-1	19	産休明け 〜2歳児	7:30~18:30 8:30~16:30	無	給食あり(給食費 は保育料に含む)

### 3 保育の必要性の認定について

平成 27 年 4 月から子ども・子育て新制度が施行され、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業及び当該制度に移行した幼稚園の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、下記の 3 つの認定区分があります。

認定は、家庭の状況が変わらなければ 0～2 歳、3～5 歳に区切り、3 年間有効ですが、家庭の状況を確認するため、毎年 11 月頃に現況届の提出が必要となります。

#### (1) 支給認定区分

認定区分	認定内容	利用可能施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、家庭などによる養育が可能な場合など、保育の必要性のない場合に認定されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園（幼稚園部分）</li> </ul>
2号認定 (3歳以上・保育認定)	満3歳以上の保育の必要性のある子どもで、共働きで家族による養育ができない場合などに認定されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所</li> <li>・認定こども園（保育部分）</li> </ul>
3号認定 (3歳未満・保育認定)	満3歳未満の保育の必要性のある子どもで、共働きで家族による養育ができない場合などに認定されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所</li> <li>・認定こども園（保育部分）</li> <li>・小規模保育施設</li> <li>・事業所内保育施設</li> </ul>

#### (2) 保育の必要量（2号認定、3号認定のみ）

保育施設を利用できる時間は、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、「保育標準時間」、「保育短時間」の 2 つに区分され、保育を必要とする事由により利用できる時間が異なります。

保育必要量区分	利用可能な保育時間	就労等で保育を必要とする場合の就労時間の目安
保育標準時間	1日最大 11 時間（7：30～18：30） <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px;">延長保育</span> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">1 1 時間</div> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px;">延長保育</span> </div>	1 か月 120 時間以上
保育短時間	1日最大 8 時間 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px;">延長保育</span> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">8 時間</div> <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px 5px;">延長保育</span> </div>	1 か月 64 時間以上 120 時間未満

※ 保育短時間は、施設によって保育時間が異なりますので、P2～P3 の保育施設一覧をご覧ください。

※ 標準時間前後の延長保育を利用できるのは、延長保育事業を行っている保育施設のみです。

※ 延長保育は別途料金がかかります。（100円/30分）

### (3) 保育を必要とする事由

保育認定（2・3号認定）を受けるには、すべての保護者が、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

No	認定事由	内容	保育必要量	認定期間
1	就労	1カ月に64時間以上労働していることを常態とする場合	保育標準時間 保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号認定：雇用期間または就学前までの期間</li> <li>3号認定：雇用期間または満3歳までの期間</li> </ul>
2	妊娠・出産	母親が妊娠または産後間もない状態の場合	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産予定日の前6週間※及び後8週間を経過する日の属する月の末日まで</li> <li>※多胎児の場合は、前14週間</li> </ul>
3	疾病・障がい	保護者の病気、負傷または心身障がいなどで、児童の保育を必要とする場合	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号認定：治療期間または就学前までの期間</li> <li>3号認定：治療期間または満3歳までの期間</li> </ul>
4	介護・看護	同居親族を常時介護・看護しなければならない場合	保育標準時間 保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号認定 就学前までの期間</li> <li>3号認定 満3歳までの期間</li> </ul>
5	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号認定 就学前までの期間</li> <li>3号認定 満3歳までの期間</li> </ul>
6	求職活動	求職活動を行っている場合または起業準備の場合	保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定の効力発生日から90日を経過する日の属する月の末日まで</li> </ul>
7	就学	学校に在学している場合、または職業訓練を受けている場合	保育標準時間 保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の卒業予定日または職業訓練の修了予定日の属する月の末日まで</li> </ul>
8	虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号認定子ども 就学前までの期間</li> <li>3号認定子ども 満3歳までの期間</li> </ul>
9	育児休業取得時の子どもの継続利用	育児休業を取得する場合、既に保育所等を利用している児童について、引き続き利用が必要と認められる場合	保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>事情を勘案して市長が認める期間</li> </ul>
10	その他	上記に類する状態として市長が認める場合	保育標準時間 保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>事情を勘案して市長が認める期間</li> </ul>

## 4 保育施設等への入所申込

### (1) 保育施設等の入所(転園)申込～利用の流れ(4月入所希望の場合)

市内にある認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設(地域枠分のみ)の入所申込等の流れは下記のとおりです。

市外の保育施設の利用(広域入所)を希望する場合は、施設所在地の市町村と協議が必要となりますので、事前にご相談ください。

#### ①案内書・申込書の配布

配布開始時期：令和3年11月1日(月)  
配布場所：市役所こども課、各総合支所住民課、各公立こども園  
※ 市ホームページからもダウンロードできます。

#### ②教育・保育給付認定申請・入所申込の受付

申込期間：令和3年11月8日(月)～11月30日(火)  
※ 申込期間以降も受付しますが、期間内に申し込みがあった児童が優先されます。  
申込場所：市役所こども課、各総合支所住民課  
※ 書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

#### ③申込書の受理・内容の確認

- ・市が申請内容を確認します。
- ・必要に応じて家庭や職場に電話等で確認する場合があります。

#### ④教育・保育給付認定、利用調整(12～2月)

- ・申請内容に基づき教育・保育給付認定を行います。(1号・2号・3号認定)
- ・保育の必要性が認定された方を対象に、「保育を必要とする状態」を「点数化」し、点数の高い順に利用調整を行い、利用施設を決定します。(先着順ではありません)
- ※ 定員や年齢別の収容人数に限りがあるため、第1希望以外の保育施設に入所となる場合や、入所できない場合(保留)もあります。予めご了承ください。
- ※ 1号認定は、施設の利用規模が極端に偏ったときなどに利用調整する場合があります。

#### ⑤支給認定決定通知書・入所決定・保留通知書の送付(2月中旬頃を予定)

- ・利用調整の結果について、郵送で通知します。
- ※ 支給認定証は任意交付となります。申込書の該当欄に☑をつけた方のみ同封します。

- ・年度途中入所(5月以降)を希望する場合は、入所希望月の前月1日までに申請書等を提出してください。(表紙参照)
- ・入所先の決定については、入所希望日の約1カ月前に利用調整を行い、入所希望月の前月中旬頃に郵送で通知します。



## (2) 入所申し込みに必要な書類

### 【必須書類（①～⑤）】

- ① 施設型給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書
- ② 家庭状況申告書
- ③ 保育を必要とする証明書類（2・3号認定の場合）

※ 下記の認定事由のうち、該当するものについて、父母それぞれ必要となります。

認定事由	必要な提出書類
就 労	・就労（内定）証明書（概ね3か月以内に発行されたもの） ※ 勤務時間が変動する場合、シフト表等の写しを添付してください。 ※ 育児休暇から復職する場合は、復職日を記載してください。
妊 娠 ・ 出 産	・母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
疾 病	・医療機関からの診断書等
障 が い	・障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書等の写し等
介 護 ・ 看 護	・対象者の介護保険被保険者証の写し（要介護度がわかる箇所）、対象者の診断書もしくは障がいの程度がわかる手帳の写し
災 害 復 旧	・罹災証明書等
求 職 活 動	・ハローワーク受付票の写し等（最新のもの）
就学、職業訓練	・在学証明書及び時間割（スケジュール）表等
児童虐待、DV	・関係部署との調整により、市がその事由を判断します。
そ の 他	・保育を必要と証明できる書類

- ④ 申請者のマイナンバーカード

※マイナンバー通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票でも可

- ⑤ 提出者の運転免許証等の本人確認書類

### 【該当する場合に必要な書類（⑥～⑨）】

- ⑥ 保護者（父母）以外の方が提出する場合、委任状及び提出者の運転免許証等
- ⑦ 同居家族に障がい者がいる場合、障害者手帳等の写し
- ⑧ 未出生児の入所申し込みをする場合、母子手帳の写し（表紙、出産予定日がわかるページ）
- ⑨ 10 ページ⑤「保育料算定に必要な書類の提出」に該当する場合、各項目に掲げる書類

※ 世帯の状況等により、上記のほか必要な書類がある場合は、別途、提出を求める場合があります。

※ 提出いただいた書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合は、支給認定及び入所を取り消す場合があります。

※ 申込後に保育を必要とする事由や家庭状況（婚姻、離婚、世帯員の異動など）等に変更が生じた場合は、届出が必要です。

## (3) 申し込みに関する留意事項

- ① 転園の申し込みについて

入所調整の結果、転園希望先施設への入所が決まった場合は、**現在通園している施設に戻ることは出来ません。**ただし、転園希望先施設の全てに入所できない場合は、現在通園している施設を引き続き利用することが出来ます。

- ② 郵送での申し込みについて

申し込みは、原則、窓口での受付となりますが、市外在住等により**来庁が困難な場合に限り**、郵送による申し込みも受け付けます。郵送の場合、締切日必着となりますので、余裕をもって提出してください。また、書類不備等の場合、再提出等を依頼する場合があります。

- ③ 住所地以外に在る施設の利用を希望する場合

喜多方市内在住で市外の保育所等に入所を希望する場合や、市外在住で喜多方市内の保育所等に入所を希望する場合は、住民票がある市町村の担当者にお問い合わせください。

## 5 利用者負担（保育料）等について

### （1）幼児教育・保育無償化の対象者・無償化の範囲

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う「3歳児から5歳児までのすべての児童」並びに「住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの児童」に係る保育料が無償となりました。（給食費や行事費、延長保育料などは対象外）

対象施設	対象児童	対象となる料金						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園（保育認定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児～5歳児</li> <li>・0歳児～2歳児の住民税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育施設</li> <li>・事業所内保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児～2歳児の住民税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度移行幼稚園</li> <li>・認定こども園（教育認定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳児～5歳児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園や認定こども園の預かり保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児～5歳児</li> <li>・住民税非課税世帯の満3歳児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日あたり450円</li> <li>【月の上限額】</li> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>満3歳児</td> <td>16,300円</td> </tr> </tbody> </table> <li>※ 利用日数×450円で算出した額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方を月の上限額とします。</li> </ul>	年齢	上限額	3～5歳児	11,300円	満3歳児	16,300円
年齢	上限額							
3～5歳児	11,300円							
満3歳児	16,300円							

※ 「預かり保育」利用料の無償化は、事前に「施設等利用給付認定申請書」を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。無償化の世帯に該当しなくても預かり保育はご利用いただけますが、自己負担となります。

※ 公立こども園の場合の預かり保育の利用料金は、4時間あたり500円になります。

### （2）利用者負担（保育料）について

保育施設等の運営に関する費用は、国・県からの補助金や市税等の公費のほか、利用者の皆様の利用者負担（以降、「保育料」といいます。）によって賄われています。

#### ① 算定方法

保育料は、4月1日現在の児童の年齢を基準に、児童と生計を同じくする父母※1の市民税所得割額の合算額※2を基礎として、ひとり親世帯、障がい者世帯などの世帯の状況、児童の出生順位、保育必要量などの区分に応じて算定します。

※1 単身赴任等で児童と居所を別にしている場合でも生計を同じくする父母として算定します。

※2 父母の各々の課税参照年度の収入額が103万円に満たない場合等、同居の祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合は、主宰者の市民税所得割額も合算して保育料を決定します。

＜令和4年度の保育料・給食費算定イメージ＞

年 月	4月分～8月分	9月分～翌年3月分
算定の基礎	令和3年度の市民税所得割額 (令和2年分所得)	令和4年度の市民税所得割額 (令和3年分所得)

※ 住宅ローン控除等の税額控除がある場合は、控除前の額で算定されます。

② 利用者負担額(保育料)表(4月1日時点で3歳未満)

階層	区分	保育必要量	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0円	0円
2-1	市民税非課税世帯(ひとり親等)	0円	0円
2-2	市民税非課税世帯	0円	0円
3-1	所得割額 26,200 円未満(ひとり親等)	6,600 円	6,450 円
3-2	所得割額 26,200 円未満	14,200 円	13,900 円
3-3	所得割額 26,200 円～48,600 円未満(ひとり親等)	7,050 円	6,900 円
3-4	所得割額 26,200 円～48,600 円未満	15,100 円	14,800 円
4-1	所得割額 48,600 円～53,400 円未満(ひとり親等)	7,050 円	6,900 円
4-2	所得割額 48,600 円～53,400 円未満	15,100 円	14,800 円
4-3	所得割額 53,400 円～71,900 円未満(ひとり親等)	7,050 円	6,900 円
	所得割額 53,400 円～71,900 円未満	19,700 円	19,300 円
4-4	所得割額 71,900 円～77,101 円未満(ひとり親等)	7,050 円	6,900 円
	所得割額 71,900 円～77,101 円未満	24,300 円	23,800 円
	所得割額 77,101 円～97,000 円未満	24,300 円	23,800 円
5-1	所得割額 97,000 円～128,300 円未満	28,900 円	28,400 円
5-2	所得割額 128,300 円～169,000 円未満	33,500 円	32,900 円
6-1	所得割額 169,000 円～176,000 円未満	38,100 円	37,400 円
6-2	所得割額 176,000 円～209,000 円未満	42,700 円	41,900 円
6-3	所得割額 209,000 円～261,000 円未満	47,300 円	46,400 円
6-4	所得割額 261,000 円～301,000 円未満	51,900 円	51,000 円
7	所得割額 301,000 円以上	56,500 円	55,500 円

※ ひとり親等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯等をいいます。

※ 4月2日以降に3歳の誕生日を迎えた場合、年度内は無償化の対象外です。

③ 多子世帯における保育料の減免(4月1日時点で3歳未満)

複数の子どもを養育している世帯(多子世帯)の場合、下表のとおり保育料が減免されます。減免手続きは、原則不要ですが、兄弟姉妹が新制度未移行の私立幼稚園(塩川幼稚園等)に通園されている場合は手続きが必要です。詳しくは、10ページ⑤(ウ)をご確認ください。

<多子世帯の減免額>

世帯区分	市民税所得割 合 算 額	減免条件等	減免割合
ひとり親等 の世帯	77,101 円未満	第1子の年齢に関わらず	第2子以降：全額免除
ひとり親等 以外の世帯	77,101 円未満	第1子の年齢に関わらず	第2子：半額免除 第3子以降：全額免除
すべての 世帯	77,101 円以上	兄弟姉妹同時に保育施設 等を利用しているとき	2人目：半額免除 3人目以降：全額免除

### ③ 保育料の変更について

世帯の状況に変更（保護者の死亡、離婚、再婚、世帯員の異動など）があった場合や認定区分が変更になる場合、税の修正申告などにより住民税額が変更となった場合等は、保育料に変更が生じることがありますので、必ず変更の届出をしてください。

なお、保育料の変更時期は、その事実が判明した日の翌月からとなります。（その事実を届け出ていなかった場合等は、事実があった日の翌月に遡る場合があります。）

### ④ 納入方法

保育料の納入方法は、下表のとおり入所施設によって異なります。

入所施設	納入先	振替日	再振替日
・公立認定こども園	市（口座振替）	毎月末日	翌月 18 日
・認可保育所			
・小規模保育施設 ・事業所内保育所 ・私立認定こども園 ・市外の保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設へ納入いただきます。</li> <li>・納入方法等は各施設へご確認ください。</li> <li>※ 市外の保育施設は、保育施設との契約により、市が徴収する場合があります。</li> </ul>		

※ 納入先が市となる場合は、原則、口座振替での納入をお願いしています。

※ 既に兄弟姉妹の利用者負担（保育料）を口座振替で納入していた場合は、手続きは不要です。

### ⑤ 保育料算定に必要な書類の提出（下記に該当する場合のみ）

該当項目		証明書類	提出期限
(ア)	住民税が喜多方市外の市町村で課税され、マイナンバーによる課税情報の取得ができないとき	課税証明書	市が指定する日 (該当者に個別通知)
(イ)	生活保護を受給しているとき	受給証の写し	入所申込時
(ウ)	入所申込児童の兄弟姉妹が、塩川幼稚園または市外の幼稚園に通園しているとき	在園証明書(発行日が令和4年4月1日以降)	令和4年 4月15日(金)まで
(エ)	世帯に、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により手帳の交付を受けている方がいるとき	身体障害者手帳等の写し	入所申込時
(オ)	世帯に、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童手当の支給を受けている方がいるとき	療育手帳または特別児童扶養手当証書の写し	入所申込時
(カ)	世帯は別にしているが、保護者と生計を一にする学生がいるとき。	在学証明書または、仕送り等の事実が確認できる書類	令和4年 4月15日(金)まで

※ (エ)、(オ)、(カ) は階層により保育料軽減措置に該当する場合があります。詳しくはお尋ねください。

### (3) 給食費について

4月1日時点で3歳以上の場合、保育料は無償となりますが、給食費（主食費＋副食費）については、実費を負担いただきます。

#### ① 給食費の額

入所施設	認定区分	給食費の額
・公立認定こども園	1号認定児童	月額 2,940 円（副食費免除者は 420 円） ※ 概算額で納入いただき、3月分で精算します。
	2号認定児童 (4/1 時点で3歳以上)	月額 5,100 円（副食費免除者は 600 円）
	3号認定児童 (4/1 時点で3歳未満)	保育料に給食費が含まれます。
・認可保育所 ・私立認定こども園 ・私立幼稚園 ・市外の公立保育施設	給食費（主食費・副食費）の額は各施設により異なりますので、直接ご確認ください。	

#### ② 副食費の徴収免除

1号・2号認定児童のうち①年収 360 万円未満相当世帯の子ども、または、②全世帯の第3子以降の子どもについては、副食費の徴収が免除されます。

免除の基準	免除の考え方	
	1号認定	2号認定
① 年収 360 万円未満相当世帯の子ども	・父母の市民税所得割額の合算額が 77,101 円未満	・父母の市民税所得割額の合算額が 57,700 円未満 (ひとり親世帯等は 77,101 円未満)
② 全世帯の第3子以降の子ども	・小学3年生以下の年長者から数えて3人目以降の子ども	・就学前児童の年長者から数えて3人目以降の子ども

※ 徴収免除対象の判定は、保育料と同様に、4月～8月分は令和3年度、9月～3月分は令和4年度の市民税所得割額を用いて行います。

#### ③ 納入方法（1・2号認定）

入所施設	納入先	振替日	再振替日
・公立認定こども園	市（口座振替）	毎月末日	翌月18日
・認可保育所 ・私立認定こども園 ・私立幼稚園 ・市外の公立保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設へ納入いただきます。</li> <li>納入方法等は各施設へご確認ください。</li> </ul>		

※ 納入先が市となる場合は、原則、口座振替での納入をお願いしています。

※ 既に兄弟姉妹の利用者負担（保育料）を口座振替で納入していた場合は、手続きは不要です。

## 6 その他（手続き等）

### （1）認定（申請）内容に変更が生じたとき

保育を必要とする事由や家庭状況などに変更が生じたときは、変更の届出が必要です。「認定変更申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添えてこども課・各総合支所住民課、利用保育施設等に速やかに提出してください。

なお、変更内容により、認定区分、保育料や給食費が変更となる場合があります。

- ① 転居したとき（転出の場合は退所）
- ② 勤務先・勤務状況（勤務時間や日数、雇用期間など）を変更したとき
- ③ 家庭状況（保護者の死亡、離婚、再婚、世帯員の異動など）に変更があったとき
- ④ 支給認定の内容に変更があったとき（退職等により求職活動となる時、育児休業を取得したときなど）
- ⑤ 保育の必要量を変更する必要があるとき（就労時間数が増え、標準時間を希望する時など）

### （2）保育施設の退所について（2週間前までに提出してください）

次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、原則、保育施設等を退所いただくこととなりますので、こども課、各総合支所住民課または保育施設等に「退所届」提出してください。

なお、退所の際は、保育料等の料金について、未納が無いようにご注意ください。

- ① 市外に転出するとき
- ② 家庭で保育が可能となったとき
- ③ 支給認定の有効期間内に就労できないとき
- ④ 保育施設を1か月以上欠席するとき（やむを得ない場合を除く。）
- ⑤ その他、保育が必要な事由に該当しなくなったとき

### （3）ならし保育について

保育施設等への通い始めは、一週間程度の「ならし保育」があり、通常よりも早い降園になります。また、ならし保育は入所決定日より前に行くことは出来ませんのでご注意ください。

年度初日以前のならし保育をご希望の方は、前年度分の入所申し込みが別途必要になります。

例）令和4年4月1日仕事復帰で3月25日からならし保育含め入所したい場合

⇒ 令和3年3月分と令和4年4月分の入所申し込みが必要

なお、ならし保育の期間等は各施設により異なりますので、直接ご確認ください。

### （4）長期欠席について

保育施設を1か月以上の長期に渡って欠席する場合は、原則、退所となりますが、在園児童の病気やケガ、母親の里帰りに併せた帰省など、やむを得ない事情により1か月以上欠席する必要がある場合は、退所せず、施設利用を継続することができます。

在籍している保育施設に事情をご相談の上「長期欠席届」を提出してください。なお、欠席期間中も保育料は発生します。

## 7 その他の保育サービス

### (1) 一時預かり保育

常日頃、保育施設等を利用していない喜多方市在住の就学前のお子さんを持つ保護者の方が、急な用事や仕事、習い事やリフレッシュしたい時などお子さんをお預かりします。

実施施設	利用時間等
東町のびやか保育園 (0241-21-1303)	利用時間：8時30分～16時30分 利用料金：1日2,000円 半日1,000円 (昼食、おやつ代を含む) ※ 土・日・祝日、12月29日～1月3日はお休みです。
塩川のびやか保育園 (0241-28-1150)	

※ 自立歩行が可能で離乳食が完了されているお子さんが対象となります。

※ 施設の状況により受け入れできない場合があります。詳細は施設にお問い合わせください。

### (2) ファミリー・サポート

きたかた子育てサポートセンターでは、有償ボランティア「ファミリー・サポート事業」を実施しています。この事業は、保護者に代わって講習を受けた提供会員がお子さんをお預かりする会員組織の相互援助活動です。事前に登録が必要ですので詳しくはお問い合わせください。

実施施設	実施日	活動時間帯	料金(1時間)
きたかた子育て サポートセンター (0241-22-5577)	月曜日～金曜日	7時～19時(基本時間)	600円
		基本時間外	700円
	土・日・祝・年末年始	終日	700円

※ 未就園児の市民の場合は、1時間あたり300円を限度に補助します。(別途、事前登録が必要です。)

※ 複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額となります。

※ 活動時間が30分以下の場合の料金は、表の金額の半額となります。

※ 食事代、自家用車使用時の交通費(20円/1km)は別途料金をいただきます。

### (3) 病後児保育

「病後児保育」とは病気回復期にある子どもを自宅で保育できない場合、保育園等で預かる事業です。喜多方市内では、下記の施設で実施していますので、詳しくはお問い合わせください。

実施施設	利用料金
東町のびやか保育園 (0241-21-1303)	利用料金：1日2,000円 半日1,000円

※ 施設の状況により受け入れできない場合があります。詳細は施設にお問い合わせください。

## ●各保育施設等の方針

- ・保育施設等ごとに、教育（保育）方針や教育（保育）目標などに特色があります。
- ・入所希望施設を決める際は、本書に掲載した各保育施設等の方針をご確認いただくとともに、必要に応じて施設の見学等を行い、保護者が納得した上でお申し込みください。
- ・施設の見学や保育内容等の確認については、各施設に直接お問い合わせください。

### 幼保連携型認定こども園

#### 公立認定こども園

認定こども園は幼稚園と保育所の良さを合わせ持ち一体化された施設です。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて年齢に合った教育並びに保育（生涯にわたる人格形成の基礎づくり）を行っています。また、小学校教育との円滑な接続と家庭や地域社会との連携を図っています。

#### 【教育・保育方針】

豊かな園生活の中で、丈夫な体と豊かな心を持ち生きる力を身につけた子どもを育成します。

#### 【教育・保育目標】

- ①健康 体を十分に動かし、充実感や達成感を味わうと共に、健康で安全な生活に必要な習慣や態度を身につけます。
- ②人間関係 友達や先生とかかわりながら、園生活を十分楽しみ生涯にわたる社会生活における望ましい習慣や態度を身につけます。
- ③言葉 様々な活動を通して、自分の気持ちを言葉で伝えたり人の話を良く聞いたりして心が通じ合う喜びが感じられるようにします。また、絵本や物語に親しみを持ち心豊かな子どもにします。
- ④表現 色々なものの美しさに対する豊かな感性を持つと共に自分なりに表現して楽しめるような子どもにします。
- ⑤環境 自然や地域の環境にふれ合う中で、さまざまな事に興味や関心を持ち、考えたりためしたりして豊かな感性が持てるような子どもにします。

### 幼稚園型認定こども園

#### いずみ幼稚園

#### 【教育・保育理念】

子ども一人ひとりを神様から愛されているかけがえのない存在としてとらえ、神様、自分、そして友達との関わりの中で育ちゆく子どもたちを支える教育・保育を目指します。

#### 【教育・保育目標】

- 1 神様に祈る子ども
- 2 自分で考えて行動できる子ども
- 3 友達を大切に、共に育ち合う子ども

#### 【教育・保育の特色】

- ・礼拝の時間（毎朝、短い拝礼の時間をもちます。）
- ・少人数制（満3・3歳児クラスと4・5歳児クラスの2クラス編成で定員39名です。4・5歳児クラスは各学年の担当教諭がおり、同学年の活動も行っています。）
- ・異年齢保育（午後の2号認定児の保育と預かり保育時は満3～5歳児の異年齢クラスです。）
- ・絵本の読み聞かせ（子どもが選んだ本を貸出し、親子読書の機会を提供しています。）
- ・大切な遊び（子どもたちが共に育ち合う環境を提供します。）
- ・英語遊び（ネイティブの先生による「英語遊び」を月2回設けています。）
- ・クッキング活動（自分の手で料理を作り、作る楽しさ、食べる喜びをあじわいます。）
- ・わくわく体験（子どもの好奇心や可能性を見つけるために、園児が「わくわく」する体験の場を提供しています。）



# 私立幼稚園

## 千草幼稚園

### 【教育・保育理念】

キリストの愛に生かされ、神から与えられた心身の能力を最大にいかしながら、個性を豊かにし、主体的に行動できる人間になる事を願い、その基礎育成を目指します。

- ◆すべての人は神の子であり兄弟姉妹です。子どもたちにも、お互いに愛し合い、助け合い、赦しあって、この世界を平和にしていく勤めがある、という自覚を育てます。
- ◆神と周りの人に、「ありがとう」「ごめんなさい」と素直にいえる心を育てます。
- ◆自分で善い、悪いの判断ができる心を培います。
- ◆子ども自身の心にある良心を大切に、誰もみていなくても神の御前に正しく生きる姿勢を身につけるように導きます。

### 【教育内容】

基本的な生活習慣はもちろんのこと、ひとり一人の個性を受けとめながら、集団で育つ心育てられるように、流さない保育と、気付かせながら繰り返し【導く】保育を心掛けています。【静と動】がはっきりしており、自分を思う存分発揮する時と、相手の話をしっかり聞く態度を身に付けています。

<育てたい幼児像>

- 1、神と人と自然を大切にすることも
- 2、心も体も健康で明るいことも
- 3、思いやりと感謝の心を持つことも
- 4、主体性のあることも
- 5、創造性豊かなことも

### 【園長より】

リトミック、体操指導、ピアノ、英語、鼓笛隊など多くの事に取り組み、やりたくないことも「やってみよう」という気持ちを大切に、乗り越えた時の達成感から満足感、自信へとつなげ、樹木でいうと一番大切な部分である根っこの部分をしっかりと育て『生きる力』につなげます。

# 認可保育所

## 道光保育所

### 【保育方針】

児童福祉法を遵守し、保育目標を通して安全かつ健康で快適な保育に重点を置いています。

### 【保育目標】

無限の可能性を秘めた乳幼児が、発達に応じた適切な環境で心身共に豊かに生活して、将来望ましい社会人となるための基礎をつくる。

<ねらい>

- ①十分養護の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。
- ②健康や安全など日常生活に必要な基本的習慣と態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主性や協調性などの社会的態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④自然や社会事象に興味と関心を育て、それらに対する豊かな心情と情操を養い、思考力の基礎を培う。
- ⑤日常生活に必要な言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や正しい豊かな言葉を養う。
- ⑥積極的な遊びや様々な体験活動と生活場面を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。

### 【所長からの一言】

安全で快適な保育の場は、温かく楽しい家庭の延長です。将来望ましい社会人となるための基礎をつくる時期に、無限の可能性を秘めた子供の発達をやさしく見守り、成長を応援します。

- 資格認定職員によるリトミック指導や、専門講師による体育あそび(3～5歳児)を実施しています。
- 子ども達の絵画作品を出展しています。
- 「アレルギー対応ガイドライン」に基づいた給食を実施しています。

## さくらっこ保育園

### 【運営方針】

園児一人一人の全面発達をめざし、働く父母が安心して子育てができることを主目標とします。その為に、産休明け保育・延長保育・障がい児保育の充実を図ります。また、「子育て講演会」を開き、父母と職員も共に学び合います。地域に呼びかけ、公開保育や親子の遊び場として園を開放します。その他、中・高・大学生のボランティアの場の提供等の役割をしていきます。

### 【保育方針】

乳幼児期、心身共に健康な体づくりとみずから生きる子供に育つために。

#### ①神経系の発達

0・1・2歳児の神経系の発達は目覚しくこの時期に感覚神経と、運動神経をしっかり発達させてあげることが、6歳までの知的な発達を促し、思考の基礎をもつくるのです。五感を大事にし、特に視覚、聴覚（肉声）を大事にし、味わうものは0歳から吟味したいと思います。

#### ②豊かな生活体験

土と遊び水とたわむれ、太陽を全身に浴び風までも食べて、道草しながら散歩や山登り、全身運動のリズム遊びをし、なるべく無農薬、無添加の食物をしっかり食べよく眠り、大きな声で歌い、本やお話を聞き、思いのたけを絵に描く。おやつや遊び道具作り(灯ろう、縄跳び、コマ、凧、竹馬、あやとり等)、小動物の世話等体験し子供が生活に生ききっていくことに喜びを感じてゆける保育の環境を父母と職員が力を合わせてつくり上げたいと思います。

#### ③生きる力

学童期、思春期、青年期を見通した保育、教育の目標は一人一人の子供達に「生きる力」をどう身につけさせるかにあります。「生きる力」とは人と交わり、見通しを持ち、それを創造的に成し遂げられる力です。この力の芽を幼児の遊びの中に今見ることが出来ます。幼児にとって遊びこそは生活そのものであり、遊びこそは人格を形成するおおもととを考えます。発達に応じた保育で子供の自立への手助けをしてゆきたいと思います。

## 東町のびやか保育園

### 【保育目標】〈一人ひとりを大切に〉

- ・よくあそべる子ども
- ・仲間と力を合わせることを大切にする子ども
- ・自分のしてほしいこと、考えたこと、思っていることをいえる子ども

### 【保育内容】

市の中心に位置する大規模保育園です。保育室は南向きでやわらかな光が差し込みます。園庭は、緑が豊かで静かな環境の中にあります。家庭的な雰囲気の中で、あそびを通して子ども一人ひとりの発達を見守り、個性を大切に自立することを援助していきます。

☆子どもたち一人ひとりの仲間関係・運動の喜び・思考と創造性の発達を援助し、遊び・生活・学びのすべてにおいて、子ども自身が自立していける喜びの基礎を作ります。

☆子育て支援センター、一時預かり保育、病後児保育と地域に根ざした子育て支援事業を展開しています。

☆食事・おやつは安全な食材で手作りを基本にしています。旬の食材を使い、四季を感じ、食文化を伝えます。

## ひめさゆり保育園

### 【保育目標】〈一人ひとりを大切に〉

- ・よくあそべる子ども
- ・仲間と力を合わせることを大切にする子ども
- ・自分のしてほしいこと、考えたこと、思っていることをいえる子ども

### 【保育内容】

ひめさゆり保育園には、家庭的な雰囲気の中で、人に対する信頼関係を育みながら、しっかりと子どもたちを受け止め、寄り添い、子どもたちが自分らしさを十分に発揮して、仲間と過ごせる環境があります。地域の人々やたくさんの自然に囲まれ、四季折々の季節を感じながら十分に体を使って遊び、育つ環境があります。そういった保育環境の中で、養護と教育が一体となった保育が行われています。

食育と給食では、食器は瀬戸物や漆椀を使用し、食材は旬の物を取入れ、おやつはできるだけ手作りの物を提供していきます。そしゃく力を強め、骨を丈夫にし、成長発達と健康増進に努めます。身体によい食べ物を選ぶ力、料理に関心を持つこと、自分で自分の健康を守る力の基礎を培います。

## 塩川のびやか保育園

### 【保育目標】〈一人ひとりを大切に〉

- ・よくあそべる子ども
- ・仲間と力を合わせることを大切にできる子ども
- ・自分のしてほしいこと、考えたこと、思っていることをいえる子ども

### 【保育内容】

広々とした園舎・園庭・グラウンドのある保育園です。緑豊かな園庭に囲まれ、保育室は南向きで、明るい日差しとさわやかな風が入ります。屋内砂場があり、季節・天候を問わず砂あそびが楽しめます。

☆ゆったりとした日課

☆自然に親しむ（散歩・園外保育を通して、季節の変化や虫・小動物に親しむ）

☆様々な体験（音楽あそび・体育あそび・描画・造形・絵本等）

☆地域の人とのふれあい（世代間の交流）

☆食事・おやつ（安全な食材で手作りを基本にし、旬の食材を使い、四季を感じ、食文化を伝える）

## どんぐりの森

### 【運営方針】

“幸運・成功・若さのパワー”の象徴のため幸運のシンボルとして使われ、また小さな実から大木に育つことから“夢や希望”の象徴ともされている「どんぐり」の様に幸運と希望に満ち溢れた子供を育てる保育園を目指します。

### 【保育方針】

子供に夢や希望・想像力を与える“やる気を育てる保育”

親・子・保育園の関係を密に取りながら“安全で充実した保育”

### 【保育目標】

- ① 良い子・・・挨拶のできる子・みんなと仲良く遊べる子・思いやりのある子
- ② 強い子・・・自分の事は自分でする子・我慢強い子・体の丈夫な子
- ③ 賢い子・・・人の話を聞くことができる子・進んで活動する子・良い事や、してはいけない事に気付く子

## ドレミ保育園

### 【保育理念】

すべての子どもの可能性を信じ、子どもたちの笑顔を支援していきます。

20年後の未来を見据え、教育 共育 協育 競育を実施していきます。

笑顔と感動を大切に、20年後、思い出した戻ってきてくれるふさと園をめざします。

1. 子どもたちの可能性を信じ、社会につながる人間力を愛を持って「教育」します。
2. 知育・徳育・体育・食育を通して、保護者と愛情を共有し、「共育」します。
3. 子どもたち同士の学びや、子どもたちとのかかわりから、保育士としての学びをふかめ、保護者と協力して「協育」を実現します。
4. 競争から生まれる、前に進む生きる力（自分に勝つ）を「競育」から育みます。

### 【保育目標・内容】

#### 一、あいさつができる子

（朝の「おはようございます」全員がお辞儀と大きな声で行います。地域の方にも元気であいさつをします。）

#### 二、ありがとうと言える子

（「ありがとうございます」大きな声で、感謝の言葉を伝えます。「どうぞ」「ありがとう」友達との言葉も大切にします。）

#### 三、楽しく遊ぶことができる子

（遊びからの学びを大切に、自由あそび、園外散歩、泥あそび、野菜作り、食育、リトミック、英会話教室、ダンス教室、サッカー教室、老人ホーム慰問、楽器、歌、絵本、自然の家体験、マラソン大会、逆上がり、跳び箱、なわ跳び、鉄棒など、体験チャレンジをしながら、楽しく遊ぶための社会性と、「できた！やればできる」の自信を育みます。）

#### 四、自律心のある子ども

（自立するために必要な、律する心を育みます。正座を通しての立腰教育、集中力、良く聞く、時計をみて自分で考えることを大切にします。自分で、規範行動ができることを目標にしています。）

## たんぽぽ保育園

### 【運営方針】

保護者との間に信頼関係が結ばれ、子ども達がのびのびとたくましく成長発達ができる保育園を目指します。

### 【保育理念】

保育園は、人間形成にとって大切な時期です。一人ひとりにたくさんの愛情を注ぎ、命の大切さ、感謝する気持ち、ルールを守る、物を大切にすることなど見えにくい心の部分を、生活や遊び、食育の中から学び、そして保護者の方々と信頼関係を築き、共に子ども達の心身の成長を喜び合うことを志します。

### 【保育目標】

心身ともに健康で、元気に仲良く遊び、夢と希望に満ちた楽しい保育園を目指します。

- 1 のびのびとたくさん遊べる子ども
- 2 チャレンジする子ども
- 3 友達と遊べる子ども
- 4 保護者、地域と協力する園

## きらり保育園一塩川ドレミー

### 【保育理念】

すべての子どもの可能性を信じ、子どもたちの笑顔を応援していきます。

20年後の未来を見据え、教育 共育 協育 競育を実施していきます。

笑顔と感動を大切に、20年後、思い出しまだ戻ってきてくれるふるさと園をめざします。

1. 子どもたちの可能性を信じ、社会につながる人間力を愛を持って「教育」します。
2. 知育・徳育・体育・食育を通して、保護者と愛情を共有し、「共育」します。
3. 子どもたち同士の学びや、子どもたちとのかかわりから、保育士としての学びをふかめ、保護者と協力して「協育」を実現します。
4. 競争から生まれる、前に進む生きる力（自分に勝つ）を「競育」から育みます。

### 【保育目標・内容】

#### 一. あいさつができる子

(朝の「おはようございます」全員がお辞儀と大きな声で行います。地域の方にも元気であいさつをします。)

#### 二. ありがとうと言える子

(「ありがとうございます」大きな声で、感謝の言葉を伝えます。「どうぞ」「ありがとう」友達との言葉も大切にします。)

#### 三. 楽しく遊ぶことができる子

(遊びからの学びを大切に、自由あそび、園外散歩、泥あそび、野菜作り、食育、リトミック、英会話教室、ダンス教室、サッカー教室、老人ホーム慰問、楽器、歌、絵本、自然の家体験、マラソン大会、逆上がり、跳び箱、なわ跳び、鉄棒など、体験チャレンジをしながら、楽しく遊ぶための社会性と、「できた! やればできる」の自信を育みます。)

#### 四. 自律心のある子ども

(自立するために必要な、律する心を育みます。正座を通しての立腰教育、集中力、良く聞く、時計をみて自分で考えることを大切にします。自分で、規範行動ができることを目標にしています。)

## 木 ' s 保育園

### 【運営方針】

「元気に登園した園児を元気に家庭にかえす」「元気に家庭にかえした園児をまた元気に登園させる」という当たり前のことを大切にできる保育園

### 【保育目標】

- ・自分が好き・・・「自己肯定感」を築く
- ・お友達が好き・・・「人間関係」を築く
- ・先生が好き・・・「信頼関係」を築く

### 【保育の特色】

園舎→木造 「木育」・・・「木のふれあい、木に学び、木に生きる」

木は自然界のもの。乳幼児期に木にふれあい体感することで子どもたちは無意識に安心感を考えるので、健やかで、豊かな心の成長や素直な思考を育てる。木のぬくもりを感じると、安心し子どもの情緒に大きく影響する。

月曜日：リトミック（0～5歳）

水曜日：体操教室（5歳）

木曜日：体操教室（3、4歳）

金曜日：英語教室（2～5歳）

※ 専門講師に依頼して実施しています。

## 小規模保育施設

### 桜ヶ丘保育園

#### 【保育方針】

働く保護者の方々が、安心して預け、安心して仕事に従事出来るよう産休明けからの保育の充実を図ります。安全、充実、家庭的な雰囲気の中で、裸足でのびのび保育をしながら子供の個性を伸ばしていきます。少人数制でマンツーマンに近い保育を行います。

#### 【保育内容とその特徴】

- ・言葉遊び、リズム遊び、音楽、運動、造形、絵画を取り入れて発達、発育に合わせて働きかけながら意欲を導き、子供たちのやる気の芽を伸ばしていきます。
- ・音楽を取り入れた手遊びやリズム遊び、動物ごっこ、わらべうたなどで触れ合いながら信頼関係を深め、情緒の安定を促します。
- ・季節事の行事に参加させ、手で触れ、感じ取り、物が出来上がっていく喜びを養います。運動ではバランス感覚、運動神経を鍛え、丈夫な体づくりに繋がります。
- ・遊び、運動、食事、睡眠のバランスをとり、一日の基本的な生活習慣を身につけながら心と体を鍛え、健康増進に努めます。

### きっずはうす

#### 【運営方針】

「元気に登園した園児を元気に家庭にかえす」  
「元気に家庭にかえした園児をまた元気に登園させる」  
という当たり前のことを大切にできる保育園。

#### 【保育方針】

保育者が、子ども一人一人を大切にし、保護者の方が安心して預けられる、安全で家庭的な保育を行います。

#### 【保育目標】

- ・自分が好き・・・「自己肯定感」を築く
- ・お友達が好き・・・「人間関係」を築く
- ・先生が好き・・・「信頼関係」を築く

#### 【保育の特色】

- ・ホールにはボルダリングが設置されており、園舎前には桜が丘公園があり、どちらも楽しく遊んで体を動かすことにより、運動機能の向上に繋がります。
- ・毎週木曜日、専門講師によるリトミック教室を行っています。

### こころ保育園

#### 【保育方針】

- ・自然とふれ合う保育：四季折々の自然に触れ、のびのびと活動できる環境を整えます。
- ・心のふれ合う保育：一人ひとりの個性と思いを受け止め、丁寧に関わります。

#### 【保育目標】

- ・自然に親しみ豊かな感情を持った子ども
- ・自分の考えや思いを表現できる子ども
- ・心身ともに健康で命を大切にする子ども

## 塩川すこやか保育園

現在、保護者や幼児を含め乳幼児期を取り巻く環境が目まぐるしく変わっています。その中で長い時間を保育園で過ごす子供もたくさんいます。その子供たちに居心地の良い、安心して過ごせる環境を提供していくことが何よりも大切だと考えています。そのため保育士や園長、副園長が協力し合い、密に連携を取り合っています。日々の健康管理や年齢、発達段階に応じた遊びを取り入れ、保育士が適切に関わることで、園児を取り巻く「社会ルール」や「人間関係」の成熟を培っていきます。

### 【保育方針】

- ① すくすくと健康でたくましいこども
- ② 元気なあいさつができるこども
- ③ やさしい思いやりのあるこども
- ④ マッサージと体操を通して元気な体作り

### 【保育目標】

- ・生活リズムや生理的な欲求を満たしながら安心して過ごす。
  - ・個人差に対応しながら離乳食を進めたり、寝返り、はいはい、歩行の運動発達を促したり、言葉の発生を助ける。
  - ・五感の発達を促す。
  - ・基本的な生活習慣を身に着けるようにする。
  - ・友達への関心を育て楽しく遊ぶことができる。
  - ・日常生活の中で約束や順番等の決まりを守ることができる。
- ※ 家庭的な雰囲気の中で、のびのびとした保育を実施し、目標に向けて支援していきます。

## こすもす保育園

### 【教育・運営理念】

当園にはそれぞれ5つの「保育目標」「保育の特色」があります。特に「四季の風と遊ぶ保育」「絵本に親しむ保育」「手作り教材の温もりを伝える保育」の4本柱は年間を通して子供たちを心から楽しませてくれます。もちろん4本柱は日々の保育に展開したり、行事に盛り込まれたり様々ですが、どんな時もオリジナル感に包まれた時間が流れ、子供たちの五感を揺らし、感情を豊かにしながら楽しませてくれます。そんな楽しさはやがて素晴らしい成長へと結び付けてくれます。

掲げた「目標」や「特色」は、決して急ぐことなく年間を通して、ゆっくりと子供たちに馴染んでいきます。一人一人に馴染みながら小さな成長を見せ、また馴染みながら新たな成長を見せながら。その繰り返し様が成長としてしっかりと結び繋いで大きな成長へと進んでいきます。この日々の小さな成長を大切に「線で結ぶ保育」を心掛けています。

一年間の保育が全てしっかりと繋いだ時、集大成として「保育目標」「保育の特色」が位置付き見えてきます。

一人一人の小さな成長をゆっくりと線で結びながら大きな成長が望める保育に職員一同力を出し合っています。

小枝が伸び、やがてどっしりとした太い幹に和合するように。

### 【保育理念】

保育園は、人間形成にとって大切な時期です。一人ひとりにたくさんの愛情を注ぎ、命の大切さ、感謝する気持ち、ルールを守る、物を大切にすることなど見えにくい心の部分を、生活や遊び、食育の中から学び、そして保護者の方々と信頼関係を築き、共に子ども達の心身の成長を喜び合うことを志します。

### 【保育方針】

- 1 家庭的でおだやかな環境づくりの心がけ、個々の成長を見守り助長する
- 2 少人数保育の中で個々への関わりを大切に集団生活の楽しさを伝える
- 3 基本的な生活習慣を大切に、個々の自立・自律を援助する
- 4 楽しく食事をしながら「食育指導」を促し、個々に応じた「食の一步」に丁寧に関わる
- 5 家庭と連携を密にし、子育てのサポートを大切にする

### 【保育の特色】

- 1 テレビを見る保育を避け、絵本との出会いを大切にする保育
- 2 手作り教材の温もりを伝える保育
- 3 自然の中で「四季と遊ぶ」保育
- 4 遊びを通して学びを得る保育
- 5 「喜怒哀楽」との関わりを丁寧に、友達と「心と身体」で触れ合う保育

## おひさま保育園

おひさま保育園は、「子どもの命を守り、安全で安心した生活ができるよう子どもに寄り添った丁寧な保育をし、よりよい親子関係を支援する。」「自分を大切に、周りの人も大切にできる子どもを育成する。」「地域に愛される園を目指す。」ことを保育理念としていきます。

### 【保育方針】

- ・安心・安全に過ごせるよう温かい愛情を注ぎ、一人ひとりの気持ちに寄り添った丁寧な保育をしていきます。
- ・一人ひとりの発達段階に合わせた援助をしながら、基本的な生活習慣が身につくようにしていきます。
- ・子どもの興味や関心に応じた環境の中で、子どもたちが「やりたい」「自分で」と挑戦し、時には失敗しながらも自分で考え行動する経験を大切にしていきます。
- ・保護者の思いを汲み取りながら家庭と保育園が一体となり、子どもの成長を喜び合えるようサポートしていきます。
- ・地域に根ざした保育園となるよう園を開放し、子どもたちにはたくさんの人と触れ合う中で社会性を育てていきます。

### 【めざす子ども像】

- ・よく食べ、よくあそび、よく眠り、心身豊かな子ども
- ・自分で考え、行動できる子ども
- ・自分の気持ちを表現できる子ども

## ミニテル保育園「こびとのチャペル」

### 【保育理念】

- ・子どもの最善の利益を第一とし、家庭や地域との連携を図りながら子どもの発達を促す。
- ・保護者が就労しやすい環境を整えることにより、ストレス等無く子どもとふれあい、愛情を注げるようサポートする。

### 【保育目標】

#### ①「あいさつができる子」

- ・基本的なあいさつの習慣や言葉使い、礼儀が正しく身につけられるように日々の活動の中で指導していく。
- ・様々な人との関わりを持つことで、自発的にあいさつができる子を目指す。

#### ②「思いやりのある子」

- ・異年齢との関わりを通して気配りや優しさを持って関わること、お友達と共感し合う気持ちを大切にできる子を育てる。
- ・お年寄りとの関わりを持つことで、いたわる気持ちや思いやる気持ちを育てる。

#### ③「元気に遊べる子」

- ・さまざまな場所で活動することで、ルールや時間を守れる子を育てる。
- ・日々の保育の中で小さな発見や興味を持ち、心身共にのびのびと元気に遊ぶ力を育てる。

### 【保育園の特色】

- ・保護者の就労環境の整備を行い、働く保護者を支援します。
  - ① 祝祭日の運営
  - ② 延長保育の実施（18：30～19：30）
  - ③ 一時預かり保育の実施
  - ④ 送迎バスの運営（希望者）
- ・管理栄養士の献立による栄養バランスの取れた食事、離乳食等の提供。
- ・定期的に演奏会を開催し、音楽に触れあう環境を提供。

## 事業所内保育施設

### 東町さつき保育園

### 【保育目標】〈一人ひとりを大切に〉

- ・よくあそべる子ども
- ・仲間と力を合わせることを大切にする子ども
- ・自分のしてほしいこと、考えたこと、思っていることをいえる子ども

### 【保育内容】

- ☆小人数で家庭的な雰囲気の中で、あそびを通して子ども一人ひとりの発達を見守り、援助していきます。
- ☆四季折々の草花や木々に囲まれた園庭遊び・散歩を行い、自然に親しみます。
- ☆食事・おやつは安全な食材で手作りを基本にしています。旬の食材を使い、四季を感じ、食文化を伝えます。

## よくある問い合わせ

Q1 支給認定証とは何ですか。また、どういうときに必要ですか？

A1 支給認定証とは、子どもの認定区分（1・2・3号）や認定有効期間などが記載されているもので、保育施設から提示を求められた場合に使用します。現在、支給認定証は、任意交付となっており、希望される方のみ送付しています。（教育・保育給付認定を受けた方には、全員に「支給認定通知書」を送付しています。本通知書は、支給認定証と同様の内容が記載されております。）

Q2 保育施設は、申し込めば必ず入所できますか？

A2 年齢や地区によって入所のしやすさに違いがあります。特に0歳から2歳の児童は、申し込みが多く、大変入所ににくい状況です。利用調整によっては「希望以外の保育施設に決定となる場合」や「入所できない場合（保留）」もあります。

Q3 申し込み期間中は、早く申し込みした方の入所が優先されますか？

A3 利用調整は、保育の必要性の高い順に入所施設を決定する仕組みになっているため、申込の順位は考慮されません。

Q4 入所したい施設が1つしかありません。この場合、入所が優先されますか？

A4 利用調整は、保育の必要性の高い順に、入所施設を決定する仕組みになっているため、希望施設の多少で有利になることはありません。なお、1つの施設のみを希望する場合で、その施設が満員になってしまった場合、市が、他の施設を案内することはできませんのでご注意ください。

Q5 きょうだい同時に申し込みますが、入所が別々の保育施設になることはありますか？

A5 在園児にきょうだいがいる場合やきょうだい同時申し込みの場合は、別々の保育施設にならないよう配慮いたしますが、定員の空きや入所申し込みの状況によっては、別々の保育施設になることもあります。

Q6. 育児休業中の入所はできますか？

A6 育児休業中の入所は保育を必要とする事由に該当しないためできません。ただし、施設利用開始日から1か月以内に勤務復帰することを条件に、申し込みいただくことが可能です。

例) 令和4年4月1日入所希望の場合 ⇒ 令和5年5月1日までに復帰

※ 申込時に添付した就労証明書の「復職年月日」欄が、利用希望開始日から1か月を超えている場合には、改めて、勤務復帰後の就労証明書の提出が必要です。（提出が必要な方は入所決定後お知らせします。）

※ 就労証明書の提出がない場合や利用を開始してから1か月を超えて育児休業を取得していることが判明した場合は支給認定および入所を取り消す場合があります。

※ 既に入所中の児童の継続利用については、育児休業を理由に保育認定することができます。



Q7 現在妊娠中です。生まれてくる子どもの入所申し込みはできますか？

A7 これから生まれてくる予定の子どもの申し込みが可能です。保育を必要とする証明書類（就労証明書等）など、必要な書類とともに母子手帳の写し（表紙、出産予定日の分かるページ）を添付して申し込んでください。

Q8 喜多方市に転入予定です。住所がなくても申し込みできますか？

A8 喜多方市に住所がなくても申し込みが可能です。ただし、保育施設の利用が決まった場合、入所日までに住所を喜多方市に移す必要があります。入所日までに住所がない場合には、入所取り消しとなりますのでご注意ください。

Q9 小規模保育事業は2歳までしか利用できないのですか？

A9 小規模保育事業は、2歳児（3歳を迎える年度末）まで利用することができます。3歳児となる年度からは、保育所、幼稚園またはこども園へ転園することになります。転園する場合には改めて申し込みが必要となります。  
なお、小規模保育事業を満了して転園する方は、利用調整の際、大幅に加点します。

Q10 求職活動の認定期間が過ぎてもなお就労が決まらなかった場合はどうなりますか？

A10 状況によっては、退所になる場合があります。求職活動中の方とは、おおむね90日以内に就労を開始できる方です。

Q11 保育施設入所後、保育を必要とする事由に変更があった場合、手続きは必要ですか？

A11 手続きが必要です。仕事を退職するなど保育を必要とする事由に変更があった場合は、認定変更申請書に保育を必要とする証明書類を添えて、こども課、各総合支所住民課、現在通園している保育施設へすみやかに提出してください。なお、提出いただいた書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合は、認定及び入所を取り消す場合があります。

Q12 第一希望以外の施設に入所しました。年度途中で第一希望の保育施設に空きがでた場合、転園することはできますか？

A12 他の申込者や空き待ちをしている方との利用調整を行い、他の方よりも優先順位が高ければ転園することが可能です。事前に入所（転園）申し込みが必要となりますので、表紙に記載された期限までに提出してください。

Q13 第一、第二、第四、すぎっここども園に入園する場合、2号認定でも送迎バスの利用はできますか？

A13 送迎バスの利用は基本的に1号認定児童が利用できますが、送迎時間帯が合えば2号認定児童も利用可能です。利用には事前に申請が必要となります。（無料）  
※ 1号認定児童でも、居住地等により利用できない場合もあります。

Q14 誕生日を迎え3歳になりました。保育料の無償化の対象となりますか？

A14 2号認定または3号認定（保育認定）で入所している場合、住民税非課税世帯を除き、無償化の対象となるのは3歳児（3歳を迎えた最初の4月1日）からです。なお、1号認定（教育標準時間認定）については、満3歳から対象となります。（預かり保育は対象となりません。）

# 令和4年度 入所申込書類チェックリスト

申込書を提出される前に書類がすべて揃っているか、各項目に☑を付けてご確認ください。  
 きょうだいで同時に入所申込みされる場合でも児童ごとに申込書を提出してください。（添付書類は写しでも構いませんが、必要部数を準備してください。）

なお、添付書類が無いなど、不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。

※下記のほか、その他必要な書類がある場合は、別途お願いする場合があります。

## ① 共通で必要となる書類

区分	☑	書類の種別
必須	<input type="checkbox"/>	・施設型給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書
	<input type="checkbox"/>	・家庭状況申告書
	<input type="checkbox"/>	・申請者のマイナンバーカード（マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票でも可）
	<input type="checkbox"/>	・提出者の運転免許証等の本人確認書類
該当者のみ	<input type="checkbox"/>	保護者以外の方が提出する場合 ・委任状及び提出者の運転免許証等の本人確認書類
	<input type="checkbox"/>	未出生児の入所申し込みをする場合 ・母子手帳の写し（表紙、出産予定日がわかるページ）
	<input type="checkbox"/>	同居家族に障がい児（者）がいる場合 ・障がい者手帳、障害年金証書、療育手帳等の写し

## ② ①のほか、保育認定(2号・3号認定)を希望する方が必要な書類

区分	☑		保育を必要とする事由	書類の種別
	父	母		
必須（父母の各々がいずれかに該当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労、育児休暇	・就労証明書（概ね3ヶ月以内に発行されたもの） ※勤務時間が変動する場合、シフト表等の写しを添付してください。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊 娠 ・ 出 産	・母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日がわかるページ）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾 病	・医療機関からの診断書等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障 が い	・障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書の写し等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介 護 ・ 看 護	・対象者の介護保険被保険者証の写し（要介護度がわかる箇所）、対象者の診断書もしくは身体障害者手帳等の写し
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災 害 復 旧	・罹災証明書等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求 職 活 動	・ハローワーク受付票の写し等（最新のもの）
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学、職業訓練	・在学証明書及び時間割（スケジュール）表等
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童虐待、DV	・関係部署との調整によりその事由を判断します
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	そ の 他	・保育が必要と証明できる書類